

# 化学物質管理

クミアイ化学グループは創立以来、安全で効果的な農薬および高品質な化成品の研究開発を通じて持続可能な社会の実現に貢献してきました。化学品の安全性と環境・健康への影響に最大限配慮し、国内外の関連法令および指針を遵守するとともに、社会的要請や規制にも適正に対応します。製品のライフサイクル全体で安全を確保し、透明性ある企業活動を通じて社会から信頼される持続可能な事業活動を推進します。

## 【基本姿勢】

### ・法令遵守と国際基準への適合

国内外の法規制および国際的な安全基準を遵守し、より高い水準を目指して自主的に取り組みます。

### ・ライフサイクル全体での徹底した安全管理

研究開発から採取・調達・製造・物流・販売・廃棄に至るまで、化学品のライフサイクル全体で想定されるリスクを把握し、適切な対策を実行することで責任ある管理を徹底します。

### ・正確な情報と誠実な対応

お客様や取引先に対して、化学物質や製品の安全に関する情報を正確に伝え、信頼に応える行動をとります。

### ・化学物質の正確な情報提供

当社は化学物質の自主管理を推進するため、2023年にSDS（安全データシート）発行システムを更新し、効率的な管理体制を構築しました。研究開発本部、国内営業本部、海外営業本部、化学品営業本部、生産資材本部、サステナビリティ推進部が連携して最新の法令や化学情報を把握し、適合したSDSを発行しています。新規または改訂されたSDSはグループウェアを通じて社長、役員および全従業員に公開します。また、農薬製品のSDSは当社コーポレートサイトでも公開しています。これにより社内、関係会社、お客様に対して化学物質の正確な情報提供を迅速かつ確実に行い、安全な化学物質の使用を推進します。

全ての製品のSDSを作成し、コーポレートサイトで公開しています。

SDS 一覧

<https://www.kumiai-chem.co.jp/products/agrochemical/sds/>

### ・化学物質の安全性情報の発信

当社はクロップライフジャパンの正会員として、行動規範である「スチュワードシップ (製品安全管理)」に基づく活動を行っています。安全性情報は SDS の開示に加え、ウェブコンテンツ、統合報告書、工場や研究所での見学会などを通じて発信しています。

### ・法規制への対応

当社の主要製品である農薬は、開発から上市までの過程において OECD テストガイドラインおよび GLP (Good Laboratory Practice) 制度に従って安全性や環境影響を確認しています。農薬は環境や食品に関わる製品であるため、以下を含む関連法令・規制に基づき安全性を確保しています (所管省庁の例を示します)。

労働安全衛生法 (厚生労働省)

農薬取締法 (農林水産省)

食品安全基本法 (内閣府)・食品衛生法 (厚生労働省、消費者庁)

毒物及び劇物取締法 (厚生労働省)

水道法 (環境省)・環境基本法・水質汚濁防止法 (環境省)

廃棄物処理法 (環境省)

消防法 (総務省)・化学物質の管理に関する法令 (経済産業省)

### ・化学物質の適正な管理および取り扱い

当社では、化学物質の管理および取り扱いにあたって、作業前のリスクアセスメントを実施し、適正な対応を行っています。保管管理については、試薬管理システム等を活用して危険物指定数量や毒物数量の適正管理を実施しています。化学物質を大きな規模で取り扱うプロセス開発においては、発熱・分解などの物理的危険性に対して熱安全性評価基準書を作成し、スケールアップ検討における安全確保のための体制を構築しています。また、混合による暴走などの化学的危険性に対しては、仕様書作成基準に基づく危険性評価を実施するなど、安全に配慮した研究開発活動を推進しています。関連法令の変更は担当部門で把握し、法改正に際しては速やかに対応します。

## 【リスク低減措置としての懸念物質の削減実績】

### ・研究開発部門での実績

農薬補助成分について、33 物質の使用を禁ずる省令が制定されたことを受け、当社は該当物質を含む製剤の処方を変更しました (該当物質例: ホウ砂。変更対応: 2025 年 10 月 29 日に農薬登録を取得)。

農薬製品への有機溶剤使用量の削減や、自社開発製剤である「豆つぶ®剤」など作業員暴露にも配慮した製剤の開発により、標的外生物や環境へのリスクを低減した製剤型への置き換えを進めています。具体例として使用有機溶剤の種類としてナフタレンフリーの溶剤に

切り替えを実施しました。

#### ・工場のプラントでの有機溶剤使用実績

切替洗浄に使用する有機溶剤を危険有害性の低いものに変更した上で（メタノールから変性エタノールへの変更、キシレンから中性洗剤への変更）、暴露を防ぐための保護具も使用しています。また、一部の新規導入設備は自動洗浄が可能になり、溶剤と人が接触する作業が大幅に削減されました。品質管理のための分析法を改良し、クロロホルムの使用を取りやめました。

#### ・使用者の安全性・利便性を考慮した処方変更の実績

令和2年7月1日施行の毒物及び劇物指定令の改正により、2-イソブトキシエタノールおよびこれを含有する製剤（10%以下を除く）が劇物に指定された際、当社は対象製品の処方変更により普通物とし、使用者が取り扱いしやすいように対応しました。

#### 【各種規制への対応】

・労働安全衛生法（安衛法）に基づく管理体制を整備し、化学物質管理に関わる法改正に対しては速やかに対応しています。これにはリスクアセスメントの実施、掲示物の見直し、適正な保護具の選定および取扱者への啓蒙活動が含まれます。

・ストックホルム条約に該当する残留性有機汚染物質は使用しておらず、低濃度 PCB 含有製品等の廃棄も完了しています。

・当社の化学研究所は農薬 GLP 試験施設として農林水産省の適合確認を受けており、農薬登録に必要な原体組成等試験（農薬原体の組成分析、農薬原体の分析法など）ならびに物理的・化学的性状試験（融点、水溶解度、加水分解性、粒度、経時安定性など）を OECD テストガイドラインおよび GLP に従って実施しています。

#### 【化学物質管理の定期教育】

各事業所では化学物質管理者を選任し、各事業所に適した教育を実施しています。社内教育システム「RC アカデミー」では化学物質に関する教育プログラムを提供しており、グループ会社も含めたフィットテストの教育と実施、職長教育、化学物質管理者講習などを行っています。

#### 【動物実験における倫理的配慮】

当社では、社内での安全性評価において可能な範囲で動物に依存しない試験法を採用しています。作業員や開発化合物の安全性評価において、細菌を用いた変異原性評価、OECD テ

ストガイドラインに記載された In Vitro モデルの活用、酵母や培養細胞を用いた内分泌かく乱性検出試験の実施など、動物を使用しない方法の導入・開発をおこなっています。

### 【今後に向けて】

化学品関連の法令遵守（違反件数ゼロ）は当然として、レスポンシブル・ケアに関する基本方針（労働安全衛生方針）に従い化学物質の自主管理を推進していきます。直近では、SDS や GHS 分類に関わる規格である JIS Z 7252（GHS に基づく化学品の分類方法）および JIS Z 7253（GHS に基づく危険有害性情報の伝達方法）の改正に対応していきます。

### 【OHS（労働安全衛生）目標】

#### 労働安全衛生の推進による労働災害ゼロの実現

- ・休業災害件数：0 件
- ・不休業災害件数：15 件以下

#### 化学物質管理の強化

- ・作業環境測定の結果、第三管理区分の作業場：ゼロ

#### 快適な職場作りを目指した環境改善

- ・平均年次有給休暇取得率（2030 年度まで）：80%以上
- ・月平均の法定外労働時間：10 時間未満
- ・ストレスチェック受検率：90%以上継続